



# 稚内で「ちょっと暮らし」 移住体験事業と利用者紹介

**地**方を中心とした人口減少が全国的に進行しており、その解決が喫緊の課題となっていますが、本市も例外ではありません。

平成29年12月末現在の本市の人口は3万4834人であり、人口が最も多かった昭和50年の5万5464人と比べ、約2万人が減少しており、昨年1年間でも656人が減少しています。

市が独自に推計した人口では、平成42年(2030年)には2万7295人と、近い将来、人口が3万人を割ることが予想されており、本市の人口減少は深刻な状況にあります。

**人口減少に歯止めを!**  
市では、このような現状に歯止めをかけるため、様々な取り組みを行っています。その一つに、移住体験事業があります。

この事業は、観光では味わうことができない本市の魅力や、地域とのふれあい、生活環境を体験してもらうことで、本市への移住・定住を促すことを目的としており、平成27年度から移住体験住宅を整備し、道内外

の方の受け入れを行っています。

現在は、郊外に2棟、市街地に1棟の住宅があり、市街地の住宅では、冬季の移住体験が可能で、今年度は12月末まで10組21の方に利用していただきました。

利用者からは「大自然と夏の冷涼な気候が良かった」「地域住民の方に親切にしてもらい、心温まる経験が出来た」などの声をいただいています。

移住体験中には、酪農体験や昆布干し体験が出来るほか、市内視察などの機会を設けて、より本市に親しみを持ってもらうための取り組みも行っています。



市内視察の様子

この移住体験事業を通して、大阪府から移住された

方や、毎月1週間程度、下勇知で生活されている方がいるなど、人口増加に向き少ずつ成果が出てきています。

## 体験者にインタビュー

今月号では、毎月、下勇知を訪れている愛知県在住の浅川晃広さんに、移住体験の感想や道外の方から見た本市の魅力などをお聴きしました。



体験者の方へインタビュー

**稚内で移住体験をしようと思ったきっかけは?**

私は、国外や国内を旅行や出張で訪れた経験があり、道内もほとんどの地域を訪れましたが、その中で一番好きな地域が稚内です。観光でも何度も訪れていて、インターネットでたまたま

移住体験住宅の情報を見つけ、すぐに応募しました。

**移住体験をしていかがでしたか?**

観光とは全く別物だと思います。移住体験住宅で、料理や洗濯、買い物、ご近所付き合いなど、市民同様の生活をさせていただくことで、移住後の生活を具体的にイメージすることができ、下勇知に住宅を借りる決め手になりました。

**稚内の一番の魅力は何ですか?**

やっぱり自然環境だと思います。この宗谷には水田がなく、そんな日本離れた風景が好きです。

特に、稚内の西海岸は電線一つなく、車で何度走っても飽きません。また、商業施設も揃っていて、買い物に不自由しないところも満足しています。

**稚内へ移住・定住を促すためのアイデアはありますか?**

先輩移住者との懇談の場の設定や、都会の人は一戸建てにアコガレがあるので紹介していただくと移住につながるのではないかと思います。

(市地方創生課)

# 市長と語るう！ ふれあいトーク

市長と、市民が直接対話する「市長と語るう！ふれあいトーク」を、市内各地で開催しています。

今回は、1月24日(水)大黒二町内会館で開催。大黒一、大黒二、大黒三、末広地区の皆さんなど19人に参加いただきました。

はじめに工藤市長が、空港の民営化、JR北海道の問題、風力発電に伴う送電網の整備、国民健康保険制度の都道府県単位化など、本市を取り巻く現状や課題について説明し、その後、意見交換が行われました。

◇話し合われた内容

- ① 少子高齢化に伴う現状について
- ② エゾシカ対策について
- ③ 政府の幼児教育無償化策について
- ④ 市庁舎の建設について
- ⑤ 市営住宅について
- ⑥ 就学奨励金について

参加された皆さんからは、自分たちの住む地区のことだけではなく、市全体を見据えた意見や質問が数多く出されました。話し合われた内容は、後日、市ホームページに掲載

する予定です。



「ふれあいトーク」は今後、も地域ごとに開催していきます。次回は3月22日(木)キタカラ市民活動室で開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

(市地方創生課)

## お困りではありませんか？ くらしの豆知識 19

### ◆架空請求のトラブル

身に覚えのない料金を、はがきや電話、電子メールで請求してくるものです。請求の名目は、「消費料金に関する訴訟最終告知」「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」など様々なパターンがあります。



また、多くの場合、具体的な金額が明記されていないか、このままでは裁判や訴訟になるなど難しい言葉を使って不安をあおってきます。

#### 【被害に遭わないために】

「本日中に大至急連絡ください」「明後日まで」などと書かれていても連絡をしてはいけません。サービスを利用していなければ料金の請求を受けても無視してください。一度支払うとターゲットにされます。決して支払ってはいけません。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

### 稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号(保健福祉センター2階)  
☎ 23-4133 平日10時~16時